

# 岐阜県公報

第二千三百三十五号  
平成二十四年四月六日

(金曜日)

## 目次

第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更	(農政課) 二二二
道路の区域変更	(道路維持課) 二二三
建築基準法に基づく道路の位置指定	(建築指導課) 二二三
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(身体障害者更生相談所) 二二三
身体障害者福祉法に基づく医師の指定辞退	(同) 二二四
指定管理者の指定	(研究開発課) 二二六
平成二十五年岐阜県農業大学校入学試験の実施	(農業経営課) 二二六
都道府県緑化推進委員会の名称の変更の届出に関する公示	(林政課) 二二八
岐阜県林業労働力確保センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出に関する公示	(森林整備課) 二二八
指定自立支援医療機関の指定	(身体障害者更生相談所) 二二八
指定自立支援医療機関の変更届出	(同) 二二八
指定自立支援医療機関の指定辞退	(同) 二二九
土地改良区役員の退任	(西濃農林事務所) 二二九

## 告示

岐阜県告示第九十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百九条第三項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成二十四年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	変更の内容	遊漁規則施行の日
郡上漁業協同組合 郡上市八幡町有坂二 三八番地	内共第十 六号	一 遊漁料減免対象者の追加 区分 満二十五歳未満の者 魚種 あゆ 額 日年 一、五〇〇〇円 日年 二、五〇〇〇円 雑魚 日年 二、五〇〇〇円	平成 二四・三・三
二 遊漁料減免を証する手帳・書類の提示方法の変更		提示方法	
区分 心身障害者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者) 満七十歳以上 満二十五歳未満の者		減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等の写しを組合が指定する遊漁証取扱所において提出又は提示しなければならぬ。	

津保川漁業協同組合 関市下之保 地一四七八番	内共第十 八号	女性 高校生	三 高校生の遊漁料納付場所の変更	納付場所 遊漁料は組合が指定する遊漁 証取扱所において納付しな ければならない。	四 遊漁期間の変更	魚種 期間	あまこ いわな 二月一日から九月三十日まで の期間内で組合が定めて公表 する期間	漁具、漁法の制限の変更	漁具・漁法 規模	友釣 リールの使用禁止 仕掛け針の本数は四本以 内、長さはヘソ針から十 五センチメートル以内、浮 きは禁止	遊漁料の額の変更	あゆ 魚種 手釣・竿釣 日年 一〇、 二、 五〇〇〇円	内共第二 十号	板取川上流 漁業協同組 合 関市洞戸大 野八四〇番 地五	平成 二四・六・一	平成 二四・三・三
------------------------------	------------	-----------	------------------	---	-----------	----------	--	-------------	-------------	--	----------	---	------------	---	--------------	--------------

岐阜県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年四月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メ ートル）	延長 員（メ ートル）	備考
国道	高野奈 山麦川 線	高山市高根町野麦字北前 平七六六番四地先から 同市同 字クミ ケ島一ニ番三七地先ま	前 後	八八 五九・五 二・五 六・〇	一〇一・三	

岐阜県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年四月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メ ートル）	延長 員（メ ートル）	備考
県道	板白 取鳥 線	関市板取字八ツ又四七九 七番一地先から 同市同 字上八久後四六 七二番三地先まで	前 後	六二 二・三 六・五 六・三	五〇・〇 五〇・〇	

岐阜県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。  
 なお、その関係図面は、平成二十四年四月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			前	後			
一般国道	四百十八号	加茂郡富加町高畑字北野八三七番一地从先から同郡同町同字同八三八番地先まで	一九〇・三・四・八	一九〇・四・七	二五・〇	二五・〇	

岐阜県告示第百九十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第二項に規定する道路の位置を、飛騨建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により公告する。

平成二十四年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定年月日  
平成二十四年三月二十七日
- 二 位置、延長、幅員及び指定番号

位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	指 定 番 号
高山市国府町広瀬町字たつのこし八八四番六地先から同字野添九〇九番二地先まで	五・五	四	飛建築第一〇一

(道路の位置を示す図面は、飛騨建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第百九十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則(平成五年岐阜県規則第九十号)第五条の規定により告示する。

平成二十四年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	指 定 年 月 日
脳神経外科	岩越 孝恭	多治見市民病院	平成四・三・二六
内 科	高野 幸彦	関ヶ原病院	同
消化器内科	足立 政治	岐北厚生病院	同
脳神経外科	杉田竜太郎	県立多治見病院	同
眼 科	青山裕美子	半田眼科垂井診療所	同
内 科	清水 達治	岐阜社会保険病院	同
内 科	小林 雅人	名和病院	同
外 科	神崎 章之	東海中央病院	同
同	藤岡 憲	同	同
内 科	今尾 要浩	今尾医院	同
内 科	恒川 明久	恒川医院	同
眼 科	伊藤 祐也	木沢記念病院	同

岐阜県告示第九十六号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定により、次のおり身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師の指定辞退の届出があったので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則(平成五年岐阜県規則第九十号)第五条の規定により告示する。

平成二十四年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務場	所	辞退年月日
小児科	田中 洋子	博愛会病院	不破郡垂井町二二二〇 四二一	平成三二・二・四
神経科	望月 博	下呂谷敷病院	下呂市萩原町西上田一 九六三	同 一四・三・三
外科・ぼ直	広瀬 光男	山県グリーンポ ート	山県市大門七七三	同 一八・三・三
外科・ぼ直	田ノ井貞治	田ノ井医院	多治見市豊岡町三 四	同 二二・一〇・四
外科	花井喜一郎	白川病院	白川町坂ノ東五七七〇	同 二二・三・一
外科	宮本 康二	北方医院	北方町北方一八一六 二三	同 一五・五・一
内科	日野 昭民	馬瀬診療所	下呂市馬瀬数河二五九 一	同 三二・二・三〇
小児科・ぼ 直	兼村 敏生	兼村こどもクリ ニツク	関市東貨上八	同 二二・三・四
外科	清水 龍造	清水医院	飛騨市神岡町船津九二 二	同 三三・三・三〇
内科・外科 ・ぼ直	寺倉 勝彦	寺倉医院	海津市平田町幡長五六 五	同 三三・二・九
小児科・耳 鼻咽喉科	林 喜久子	林小児科耳鼻咽 喉科医院	土岐市下石町八八八 一	同 三三・一・四

整形外科 北田 明良 自衛隊岐阜病院 各務原市那加官有無番地 同 三三・四・一

小児科 高橋 勤 高橋小児科 各務原市蘇原六軒町四四六 同 三三・三・二六

内科 海川 猛司 愛生病院 羽島郡笠松町円城寺九七一 同 四一・一〇・一

内科 浦島左千夫 慈恵中央病院 郡上市美並町大原一 同 二〇・六・一

外科 渋谷 智顕 岐北厚生病院 山県市高富二一八七三 同 三二・一〇・二

小児科・内科 藤井 鷹子 藤井医院 多治見市笠原町一九六六一 同 七二・三・二四

リハビリテーション科 山村 裕明 多治見市民病院 多治見市前畑町三四三 同 二二・六・三〇

外科・泌尿器科・ぼ直 赤座 赫 城山病院 中津川市苗木三七二五二 同 三三・六・九

内科 遠藤 憲治 愛生病院 羽島郡笠松町円城寺九七一 同 四一・四・三〇

外科 長尾 道雄 国保白鳥病院 郡上市白鳥町為真二一〇五 同 一〇・三・三

外科 今井 直基 同 郡上市和良町沢八八二 同 二四・五・三

内科 中野 重男 国保和良診療所 郡上市和良町沢八八二 同 三三・一・四

内科 入野 宏 入野医院 羽島市舟橋町宮北五六一六 同 三三・一〇・六

内科 安井 正治 安井内科 本巢市下真桑一一九一二二 同 三三・六・七

内科 後藤 四郎 後藤医院 海津市平田町今尾三〇二八 同 三三・三・二六

外科・ぼ直 山田 直樹 海津市医師会病院 海津市海津町福江六五六一六 同 三三・三・三

耳鼻咽喉科 石原 恒 石原耳鼻咽喉科医院 関市西福野町二一五七 同 三三・八・三〇

内科・外科 林 幹太 林療院 郡上市島谷七九二 同 八二・二・四

内科・小児科	門元 則達	門元医院	郡上市小野六六一	同	二四・七九	内科・小児科	恩田 喜代	恩田医院	山県市岩佐七七〇	同	二四・一三
内科	山崎 真理	山崎医院	郡上市徳永二二九一	同	一七・〇〇	外科・ぼ直	岡本 忠雄	岡本医院	山県市高富二六七二	同	二四・一三
内科・小児科	安川美代子	安川医院	土岐市泉町大富二三七八	同	三・二・〇	内科	馬淵 原一	馬淵消化器内科 クリニツク	大垣市高屋町一五四	同	〇・二・二四
内科	阿部 栄司	阿部医院	中津川市坂下七五〇	同	三・三・九	整形外科	岩田 淳	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井五九〇	同	三・三・七
内科	箭田 正輝	箭田産婦人科	大垣市本今一七七	同	三・一・五	内科・小児科	栗田 雄市	栗田医院	大垣市新長沢町二二六	同	二・九一
耳鼻咽喉科	天野 一彦	赤十字血液セン ター	岐阜市茜部中島二一〇	同	三・三・三	外科	遠藤 清	大垣徳洲会病院	大垣市林町六八五	同	三・六〇
外科	折原 明	東海中央病院	各務原市蘇原東島町四六二	同	三・三・三	外科・ぼ直	北島 正是	北島医院	安八郡輪之内町南波三六七	同	二四・一〇
外科	井上 保	同	同	同	同	内科・小児科	遠藤 博志	遠藤内科	関市東福野町五二〇	同	三・八八
整形外科	西本省三	関ヶ原病院	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二四九〇二九	同	一四・七三	内科・小児科	稲澤 光平	稲澤クリニツク	土岐市泉町大富二六九一五	同	六・七一
内科・小児科	勝股 光衛	勝股医院	瑞浪市稲津町小里七二五	同	一・七一	内科・小児科	吉田 道子	緑ヶ丘診療所	大垣市荒尾町一八〇八一	同	三・五七
外科・ぼ直	立川 裕弘	吉益医院	大垣市竹島町一〇	同	三・三・七	内科・小児科	水谷 豊	水谷医院	安八郡輪之内町福栄一二三六	同	三・二・六
内科	横山 雅文	多治見クリニツク	多治見市音羽町二一五	同	一八・三三	内科・ぼ直	平田 和人	朝日大学歯学部 附属病院	瑞穂市穂積一八五一	同	一・三・三
耳鼻咽喉科	水谷 泰吉	水谷耳鼻咽喉科	大垣市中野町二七七	同	三・二・七	内科	中島 宏	中島医院	土岐市泉町久尻三〇一〇	同	二・六三
内科	根本 聰	安藤クリニツク	多治見市豊岡町三六五	同	二四・一四	外科・ぼ直	堅田 洋	堅田外科	美濃市生櫛一六八六二五	同	三・五三
外科・ぼ直	馬場 容二	馬場医院	各務原市鷺沼各務原町四八八	同	二四・一〇	内科・小児科	林 信元	明宝医院	郡上市明宝大谷三一八五	同	一七・二・〇
内科	安田 茂哉	山村医院	土岐市泉町久尻四六三	同	三・二・七	内科・小児科	楠 雅江	楠医院	郡上市白鳥町中西四九二	同	八・三・〇
心臓血管外科	松山 克彦	県立多治見病院	多治見市前畑町五一六一	同	三・七三	眼科	久保田文洋	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七〇三二二四	同	三・三・三
眼科	高橋 明子	同	同	同	三・三・三	眼科	山田 潔	同	同	同	三・三・三
内科・小児科	長屋 操	長屋医院	山県市谷合一八二二	同	二四・一三	内科	同	同	同	同	三・三・三
内科	森知彦	森医院	山県市高富二二二三	同	二四・一三	眼科	同	同	同	同	三・三・三

<p>耳鼻咽喉科 佐藤 弘盟 同 同 二〇・三・三</p> <p>同 大橋 雅玄 同 同 三〇・三・三</p> <p>小児科 虫明 享祐 同 同 同</p> <p>形成外科 敷島 由貴 同 同 同</p> <p>内科 保井 光仁 同 同 同</p> <p>内科 恒川 祐郎 恒川医院 岐阜県各務原市鷺沼南町五三六 同 三〇・三・七</p> <p>内科 中島彦太郎 中島内科クリニツク 美濃加茂市本郷町五四一七 同 三〇・三・九</p> <p>外科・泌尿器科 日江井鉄彦 日江井医院 美濃加茂市太田町三五二九 同 三〇・五・三</p> <p>内科 市岡 正美 市岡診療所 八百津町久田見二七六一 同 三〇・八・三</p> <p>内科 酒向左武郎 酒向医院 各務原市蘇原柿沢町一八 同 三〇・三・二</p> <p>外科・ぼ直 田辺 博 各務原記念クリニツク 各務原市鷺沼朝日町四一 同 三〇・九・三</p>	<p>公 示</p>	<p>指定管理者の指定</p> <p>岐阜県科学技術振興センターに係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県科学技術振興センター条例(平成十年岐阜県条例第二十号)第十六条の規定により公示する。</p> <p>平成二十四年四月六日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 指定管理者となる団体</p> <p>岐阜市西鶉一丁目五二番地</p>
<p>株式会社三和サービス</p> <p>二 指定の期間</p> <p>平成二十四年四月一日から</p> <p>平成二十七年三月三十一日まで</p> <p>平成二十五年度岐阜県農業大学校入学試験の実施</p> <p>岐阜県農業大学校学則(昭和五十七年岐阜県規則第五十二号)第九条の規定により、平成二十五年度岐阜県農業大学校学生の入学試験を次のとおり実施します。</p> <p>平成二十四年四月六日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 試験方法</p> <p>推薦入試及び一般入試</p> <p>二 入学定員</p> <p>三十名</p> <p>推薦入試 二十五名程度</p> <p>一般入試 五名程度</p> <p>三 受験資格</p> <p>1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項に規定する者又は同法による高等学校を平成二十五年三月末日までに卒業する見込みの者であること。</p> <p>2 推薦入試を受けようとする者は、県内高等学校長が推薦する者であること。</p> <p>四 受験手続</p> <p>受験しようとする者は、次の書類をそろえて、岐阜県農業大学校に提出してください。</p> <p>1 入学願書(指定用紙)</p> <p>2 高等学校調査書等</p> <p>3 推薦入試の場合は、県内高等学校長の推薦書(指定用紙)</p> <p>五 入学願書受付期間</p> <p>推薦入試 平成二十四年十月一日(月)から平成二十四年十月十二日(金)まで</p> <p>一般入試</p> <p>一次募集 平成二十四年十二月十日(月)から平成二十五年一月十一日(金)まで</p>		

二次募集（一次募集において欠員が生じた場合のみ実施）

平成二十五年二月十五日（金）から平成二十五年三月四日（月）まで

なお、郵送による場合は、推薦入試、一般入試とも受付期間の最終日までの消印があるものに限り受け付けます。

六 入学試験料

千七百三十円に相当する額の岐阜県収入証紙を入学願書に貼り付けて納付してください（消印をしないこと）。

七 入学試験の日時、場所及び科目

1 試験日時

推薦入試 平成二十四年十月十九日（金）午前九時四十五分から午後四時まで

一般入試

一次募集 平成二十五年一月十八日（金）午前九時四十五分から午後四時まで

二次募集（実施する場合）

平成二十五年三月十一日（月）午前九時四十五分から午後四時まで

2 試験場所

可児市坂戸九三八番地 岐阜県農業大学校

3 試験科目

区分	筆記試験	面接試験	小論文
推薦入試	無	有	有
一般入試	必須科目 国語総合 選択科目 数学、生物、農業科学基礎のうち のいずれか一科目	有	無

八 合格者の発表

1 発表の日時

推薦入試 平成二十四年十一月二日（金）午前十時

一般入試

一次募集 平成二十五年一月二十五日（金）午前十時

二次募集（実施する場合）

平成二十五年三月十五日（金）午前十時

2 発表方法

岐阜県農業大学校本館前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合否の結果を受験者本人に通知します。

九 試験結果の提供

平成二十五年年度岐阜県農業大学校入学試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

筆記試験の科目別得点

2 提供期間

合格発表の日の翌日から一か月間

3 提供する場所

岐阜県農業大学校

4 提供を受けるために必要な書類

ア 受験票

イ 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることが確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 学科は、野菜・果樹学科及び畜産学科です。

2 教育年限は二年で、全寮制です。

3 授業料は、平成二十四年度の場合、年額六万七千二百円です。

4 受験に必要な指定用紙の請求及び受験手続については、岐阜県農業大学校又は各農林事務所にお問い合わせください。

5 卒業者は、人事院規則上「短大卒」の資格を有する者に準じて取り扱われます。

6 県内に就農する学生は、在学中に就農支援資金（就農研修資金）の貸付けを受けることができます。

7 入学試験料は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しません。



都道府県緑化推進委員会の名称の変更の届出に関する公示

緑の募金による森林整備等に関する法律（平成七年法律第八十八号）第五条第三項の規定により都道府県緑化推進委員会の名称の変更の届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 都道府県緑化推進委員会の名称

社団法人岐阜県緑化推進委員会

二 変更後の都道府県緑化推進委員会の名称

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会

三 変更の年月日

平成二十四年四月一日

岐阜県林業労働力確保支援センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出に関する公示

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第十一条第三項の規定により岐阜県林業労働力確保支援センターの住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 岐阜県林業労働力確保支援センターの名称

社団法人岐阜県森林公社

二 変更後の住所及び事務所の所在地

美濃市生櫛一六一二番地二

三 変更の年月日

平成二十四年三月二十六日

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（病院又は診療所）

名称	各務原市鷺沼山崎 リテーシヨン 病院	所在地	各務原市鷺沼山崎 町六八二	自立支援医療を担当する診療科名	腎臓内科	担当しようとする医療の種類	腎臓	自立支援医療の種類	育成・更生	年月日	平成 二四・四・一
----	--------------------------	-----	------------------	-----------------	------	---------------	----	-----------	-------	-----	--------------

育成医療・更生医療に係るもの

（薬局）

名称	日本調剤笠松薬局	所在地	羽島郡笠松町田代二五三	自立支援医療の種類	育成・更生	年月日	平成 二四・四・一
名称	コスモス薬局揖斐店	所在地	揖斐郡揖斐川町上三野野々宮七	自立支援医療の種類	育成・更生	年月日	平成 二四・四・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があつたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの



(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 月 日
マイ調剤薬局大垣店	大垣市新田町二二〇一	育成・更生	平成 二四・一・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 退 月 日
日本調剤笠松薬局	羽島郡笠松町田代字天神二五七	育成・更生	平成 二三・三・三

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年四月六日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏 名	住 所
--------	-------	----	-----	-----

下池西部土地改良区

平成  
二四・三・一七

理事 伊藤勝美 海津市南濃町奥条 二八六番地五

平成二十四年四月六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社